

フランスにおける地域民主主義の現状

—パリテ制と市議会議員選挙—

鈴木礼暁

目 次

はじめに

1章 パリテ法の概要と2001年コムюン選挙

2章 市長へのインタビュー

あとがき

はじめに

以下は2001年8月から9月にかけて実施した、フランスの市長への市議会議員選挙に関するインタビューにもとづく論考である⁽¹⁾。

2001年3月に行われた市議会議員選挙はパリテ法制の下で行われた初めてのものであり、政治生活における男女平等の徹底したシステムとして世界的な注目が向けられたものである⁽²⁾。世界の主要国の中で、フランスは男女平等の憲法規定を持つつも、政治活動への女性参加の実態が最も低い国の一つである⁽³⁾。市議会レヴェルとはいえ、女性議員が半数となったことは、今後行われる県、州並びに国の選挙でのパリテ法の適用と相俟って⁽⁴⁾、フランス政治に見られた男性中心思想を解体し、同時期に施行された改正労働法⁽⁵⁾とあわせて、フランス社会のラディカルな転換をもたらすものとなるであろう。

今回のインタビューは、1995年の前回選挙後に筆者が行ったアン

ケート並びにインタビュー調査を受けて⁽⁶⁾、定點的に観測する事によりフランスにおける地域民主主義の実態を解明しようとしたものであるが、特にパリテ法制のコミュン現場における評価や適用に関わる諸困難などに注目して進められた。男性議員のあいだに生じる摩擦、女性議員候補のリクルート、女性議員候補からの助役など役職や責任分担の要望などが特に問題化された。フランス政治が男女に分かち持たれることでどのように変化していくのかについては今後の観察を待たねばならず、また本調査の全体的考察については後日を期すことになるが、印象等が薄れないうちの状況報告は筆者にとって不可欠であるだけでなく、同学者の調査研究にも有用であると考え発表するものである。

今回の調査は、時期的・時間的制約から6コミュンに止まったが、コミュン規模、市長所属政党の多様性からモデル調査としての意義を有するものと思われる。ただ、オルレアンを除くいずれのコミュンにおいても、再選市長の下で既に地域民主主義の実現に向けての多様な取り組みを試みてきており、パリテ法制についても基本的に賛成・推進の立場をとってきたため、大きな障害が見られなかったことは、この調査の意義を減じたのではないかと恐れる。しかし、パリテ法に反対票を投じた国會議員もしくは元老院議員を兼任する市長からインタビューの応諾をとる事には大きな困難が想定され⁽⁷⁾、また訪問市長の中でも評価や経験した困難に微妙な差異が認められただけなく、パリテ以外の質問も含まれており、有意義な報告と考える。

今回のアンケートにおいても、地方政治コンサルタントのファヴローC2F所長には大いに協力を受けた。特にクリシー・スー・ボアを含む4市でのインタビューでは主要な質問をはじめ進行役として働いてくれ、謝意を表するものである。

1章 パリテ法の概要と2001年コミュン選挙

面接調査の目的の一つである市議会選挙に見られるパリテ法の実

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

際にについての理解を助ける意味で、フランス女性の政治参加、パリテ法の概要、2001年選挙の実態について最小限の情報であるが以下に示そう。

(1) フランス女性の政治参加の歴史

フランス女性が政治に一定の関心を示し始めたのは、フランス革命後、最初のコミュン議員選挙を翌年に控えた1789年10月であった。カトリーヌ・ドゥ・メディシス、アンヌ・ドートリッシュなど王家につながる女性や18世紀のポンパドゥール婦人のような貴族の特権的な権力行使は別として、女性は政治から遠ざけられてきた。他方でフランス革命の過程の中で《革命的女性市民クラブ》が創設され、オランプ・デ・グージュにより女性及び女性市民の権利宣言が訴えられたのである。1795年には女性の政治活動禁止令が布かれ、女性の政治参加は振り出しに戻る事となった。19世紀になると、サン・シモンやフーリエのグループが彼らの政治的主張の中に女性解放を謳い込んでいた。しかし、女性たち自身による具体的活動は、1836年に《婦人新聞》を発行したモーシャン婦人に見られるように、社会的伝播力を持つことはなかった。男子普通選挙法が制定された1848年にはフランス革命時と比肩される女性の政治活動の発現が見られたが、政府はデクレにより《婦人クラブ》を禁止した。他方で政府は労働委員会への女性代表を承認し、史上初の女性委員候補の選挙活動が行なわれたが、15票を獲得したのみであった。

第三共和制以後から1939年まで、女性の権利と選挙権獲得に向けての戦いが、様々な女性協会や一定の議会人たちによっても粘り強く続けられた。様々な女性協会は全国組織を持つようになり、新聞やパンフレットにより女性の市民的権利を広く訴えたのである。このような活動が全国に浸透するのには多くの時間を要したが、1901年にはジュール・ジークフリード婦人に率いられた《フランス女性国民会議》や国民議会の賛成派により、女性参政権の確立を求める要求が顕在化したのである。この活動が労働者・市民大衆による支援を受けていなかったことが注目される。ともあれ両大戦間に国民

議会や元老院において、女性の投票権を巡る9回の議論が重ねられ、特に1919年の国民議会、1922年および1932年の元老院での討議は重要な足跡を残した。1936年のブルム内閣では国家の事務次官のうち3人が女性となり、公共生活への女性の進出を象徴するものとなったが、1944年こそ婦人参政権を決定づける年であった。臨時政府の下で4月21日のオルドナンスが、選挙権及び被選挙権を女性に認めたのである⁽⁷⁾。

この後1970年代には女性解放運動が大きな社会的運動となり、また1977年には妻と夫の平等を規定する民法改正が行われたのである。

1981年に誕生したミッテラン社会党政権の諸事業のうち、政治・行政改革としては地方分権の推進がよく知られているが、女性の社会的・政治的地位の向上に関わる改革の努力も忘れてはならないものである。1982年にはコーネ制の法制化が計られ、憲法院で憲法違反として廃案とされたが、後のパリテ制の運動に連なるものになったと思われる。1983年には「男女の職業上の平等法」が制定され、1991年にはフランス初めての女性首相によるクレソン内閣が誕生した。女性の政治参加拡大の動きは共和国連合のシラク大統領の下でも引き継がれ、1996年1月にアラン・ジュペ首相の調査委員会による報告がなされた。同年6月に超党派の女性議員らによる「パリテのための10人の宣言」がレクスピレス誌に発表された事はパリテ法の実現に大きく貢献したものと思われる。1997年になると国民議会で政治及び公的職務への女性の参加に関する討論が進められる一方、社会党が1998年の国民議会選挙で候補者の30%を女性に割り当てる事（コーネ制）を公表した。国民議会議員選挙に社会党が勝利しコアビタシオンとなった政治状況の中で、1998年6月以来の委員会での検討を受けて、11月からは憲法改正の国民議会での審議が始まり、翌年7月憲法が改正・公布され、続いて2000年3月にはパリテを実現するための選挙方法の改正もなされた⁽⁸⁾。

(2) 憲法および選挙法典の改定

フランス革命以来追求された女性の政治的地位向上についての概要は上に見たとおりである。ここで今次憲法改正の経過および内容、改定選挙法典の一部について簡単に紹介しよう。

●憲法改正の根拠および内容

1998年11月から国民議会等で始まった審議は、カトリーヌ・ドゥ・タスカ憲法改正委員会委員長（社会党代議士＝当時、現文化・情報大臣）を中心に進められた。同年6月からジュヌヴィエーヴ・フレス女性権利のための諸閣僚代表、パリ大学ナンテール校のギ・カルカッソンヌ教授ら政治家、学識経験者6人が委員長の協力者として作業部会を構成し、11月18日の国民議会での報告書作成の作業にあたった。ドゥ・タスカ委員長は12月11日に国民議会議員、元老院議員など73人から構成される憲法改正委員会の名において、国民議会で審議案を発表した。前記のように1999年7月には憲法が改定・公布された。

◎改正の根拠と反対論

1998年からの憲法改正に関する議論は、その根拠や方法について多くの議論を重ね、フランス革命、さらにはヨーロッパ文明論にまで及ぶものであったようであるが、法律論としては、現行の1958年憲法前文にもられているフランス人権宣言、国連宣言、ヨーロッパ人権規約さらには憲法1条、3条、4条、11条、89条に関わって展開された。

ドゥ・タスカ女史を含む超党派のパリテ推進派の主張は、人間の平等を「男女の差異の承認にもとづく人間の平等」と定義づけ、この差異を前提に、「経過的」であれ、憲法の「強制」により、政治社会での実質的平等を要請すると言うものである。このように主張する背後には、フランス人権宣言等に見られる人間の平等規定、さらには1946年憲法の前文でさえも男女の政治的活動、責任分担の実質的保障に何等なり得ていないことへの認識がある。スピノザのように「笑う事でも泣く事でもなく、ただ理解するだけである、」という

冷静な目で彼女たちが見れば、共和主義国家フランスの男女間にある不平等の実態は目を覆うほどのものなのである。これは、カントによる、「理論において真、事実においては疑」という格言を示すものと映り、「事実においては真、理論においては疑」という転倒を彼女たちに選ばせたようである⁽⁹⁾。フランスにおける女性の政治的職務就任の実態が西欧諸国の中で最下位に近い状態が、フランス女性たちを中心に、たとえ「理論において疑」であるとしても、あえて法による「実践的」「強制」的解決にむかわせたのであろう。法と実態との乖離を克服するために、抽象的な人間規定による機会の平等ではなく、生物学的差異にもとづく実質的な平等の実現こそが課題であるという視点・哲学がパリテ推進者達の共通の立脚点となっている。政党では、共産党、社会党、民主連合が本部若しくは案件代表者の立場から賛成に立ち、共和国連合は当初賛否両論の状況であった。

他方でパリテ制を憲法に盛る事への反対論も学識者や政治家の間に少なからず存在した。この場合、法的、歴史的、あるいは国際的視点などが含まれているが、特に重要なのは1982年のときと同様、法的視点からのものであろう。なおその中には、憲法改正を行うにはリファレンダムのほうが適切であるという国民主権論的な主張もあるが、基本的には憲法解釈にもとづく反対論が重要であろう。反対論の法的根拠は1789年「人および市民の権利宣言」6条、46年憲法前文、58年憲法3条にもられている条文である。1789年「人および市民の権利宣言」6条では、「市民はすべて法律の前に平等であるが故に、その能力に応じ、その徳及び技能による外、他の区別を受けず、すべての位階、公の地位及び公職に等しく任せられることができる」と規定されている。この規定によりフランス市民は誰もが平等な存在とされ、個人としての能力により、「すべての位階、公の地位及び公職に」等しく任せられる事が保障されていると言うのである。したがってこの実現に向けて国家的、市民的努力がなされるべきであって、憲法改正に根拠はないと言うのである。また58年憲

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

法3条では、〈人民の如何なる部分または如何なる個人も主権の行使を僭取することができない〉と明記されている。反対派によれば、ここにある「如何なる部分」の中に女性という部分が含まれ、女性という部分を憲法上の規定に盛り込む事は憲法自体の崩壊をもたらすものであるということになる。このようなことを認めれば、宗教的、人種的、地域的差異等にもとづく特別な対応も承認することになり得るし、それはフランスのアイデンティティそのものをつき崩す事になると言うのである。さらに46年憲法前文で、「法律はすべての領域にわたり、女性に対して、男性と平等の権利を保障する、」と規定していることからして、これを越えて、特定の憲法規定を設けることはフランスの崩壊をもたらす逆差別となると言うのである。

上のような、改革論並びに反対論のある中で、リファレンダムによる憲法改正の可能性も展望されていたようであるが⁽¹⁰⁾、結局、国民議会および上院を経て、憲法会議の中で改正を進める道が取られた。しかし、1998年6月17日の閣議で、憲法34条に「法並びに附属法は、政治的、職業的若しくは社会的責任に女性と男性の平等なアクセスを奨励するような規則を確定し得る、」という修正案を盛り込むことが廃棄され、またこの前後に、当初の改革方針で目論見られた憲法1条にパリテ原則を規程化することも放棄されたのである⁽¹¹⁾。

◎改定憲法

かくて、1999年6月28日上下両院による、ヴェルサイユでの憲法改正会議（パルルマン）において、741票の賛成、42票の反対という圧倒的多数（可決数は総投票数の5分の3=470票）で、2条からなる憲法案が可決された。

新しい法律の1条は現行憲法（58年憲法）の第3条に補完される条項であるので、初めに現行3条を、次に新法律99-569号憲法（1999年7月9日公布）の1条を記す。

現行3条

国の主権は人民に属し、人民は代表者を通じてこれを行使し、または国民投票によりこれを行使する。

人民の如何なる部分または如何なる個人も主権の行使を僭取することができない。

憲法の定める要件に従い、直接又は間接の選挙が行われる。選挙は常に普通、平等、秘密である。

フランスの国民で民事上及び政治上の権利を享有する青年の男女はすべて、法律の定める要件のもとに、選挙人である。

99-569 号憲法 1 条

1958 年憲法の第 3 条はつきのように表わされる項によって補完される。

法は、選挙職務及び選挙任務への男女の平等なアクセスを優遇する。

続いて、新しい法律の 2 条は現行憲法の第 4 条に補完される条項であるので、初めに現行 4 条を、次に 99-569 号憲法 2 条を記す。

現行 4 条

政党は選挙の執行に協力する。政党は自由に結成されかつ自由にその活動を行う。政党は国民主権と民主主義の原理を尊重しなければならない。

99-569 号憲法 2 条

憲法第 4 条はつきのように表わされる項によって補完される。

政党は、法によって規定された条件で、第 3 条の最後の項に表されている原則を実現するよう貢献する。

上のような憲法上の改革に対応して選挙法が改定され、他方で労働法の改定もなされた。労働法の改定は、2000 年 3 月 7 日に、男女間の職業上の平等に関してなされたこれまでの諸改革を徹底すべきものとして、3 条 (労働法 L.132 条 27 の改定)、5～7 条、14 条、14 条-2、17～22 条 (1983 年 7 月 13 日 L.83-643、1984 年 1 月 26 日 L.84-53 ほかを参照)などを含むものであるが、ここでは踏み込

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

まない。他方、2000年3月30日になされた選挙法の改定は、本稿のテーマに関わるものであるので、その主要となる2点について、関連条項も含めてつぎに記しておこう。

●改定選挙法典

第1章 リストの投票方法で展開される選挙に関する規定

第1条（選挙法典 L.264 条への付加＝鈴木）

I. - 同法典の L.264 条の初めの項は、つぎのように表される二つの文によって補われる：

“リストの各々にあって、各性の候補者数の開きは1を超える事ができない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならぬ。”

第2条～第6条（選挙法典 L.300 条への付加など同種の改定＝鈴木）：省略

第2章 政党及び政治団体に宛てられる援助に関する諸規程

第12条（政治資金の透明性に関する L.88-227-9-1 の改定＝鈴木）

政治活動の資金上の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法 88-227 の 9-1 条はつぎのよう言い表される。

“9-1条. - 政党または政治団体にとって、立候補表明している各性の候補者数間の差異が、第 9 条第 2 項に対応して、国民議会の最後の全体改組の際に、候補者全数の 2 % を超えている時には、第 8 条と第 9 条を適用して政党に付与されるはじめの部分の総額が、候補者全数に対する差異の半数に等しい百分比の分だけ減額される。”

“この減額は、政党に関わる各性の候補者数間の差異が 1 を超えていない時、専ら海外での候補者だけを有している政党もしくは政治団体には適用されない。”

“この減額にもとづく予算は、財政法における新しい割当を受ける。”

“毎年、パルルマンに対して、この減額から生じる予算の活用並びに政治的パリテのために取り組まれた活動、またより特殊には、パリテと市民性の発展を推進する事を目指しての制度的キャンペーンに関して、報告が提出される。”

(3) 2001 年選挙の実態

前記のような憲法、選挙法の改定により、パリテに関する法制度がフランス全土に及ぶ法律として実効性を持つものとなつたが、これにもとづいて、01 年市議会議員選挙における選挙リストの構成にあたつての男女配置のモデルも定められた。ここでは、リストの作成方法と 2001 年コミュン選挙の結果について簡単に紹介する。

●リストの作成

市議会議員定数は自治体の人口規模により異なり、またどの場合も奇数であることから完全な 50% づつにはなりえない。2000 年 6 月 6 日の法律 2000-493 によって、人口 3,500 人以上のコミュンにおけるリスト構成モデルにもとづき、人口 1 万人台（インタビュー対象市ではサンファルジョー・ポンティエリが該当する。）について見よう。10,000 人から 19,999 人の市議会議員定数は 33 人で、30 人までは、男女 3 人づつで 5 組づつ、計 10 組が出来、ともに 15 人づつとなるが、残りの 3 人については割り切れないで、どちらかが 2 人で、他方が 1 人となる。結果として、どちらかが 17 人、他方が 16 人となる。なお、配置順序について、1 人づつのやり方なども認められるが、いずれにせよ、総数の中で、男女どちらかが他方を 2 名以上勝ってはならない方式となっている。この方式は、総人口の約 3 割を占める 3,500 人未満のコミュン議会には適用されないが（2,500 人から 3,499 人のコミュンの議員数は 23 人、100 人未満では 9 人である。）、パリ、マルセーユ、リヨンではそれぞれ 163 人、101 人、73 人の議員候補リストで適用される。今回のインタビューコミュン中最大の人口 139,210 人を擁するアミアンの定数は 100,000 人から 149,000 人の層の 55 人なので、上の方針により男女が 27 人

もしくは 28 人となる。

●選挙結果の概要⁽¹²⁾

ここで 2001 年市議会議員選挙結果の全国的概要を見ておこう。まず、2001 年 3 月時点でフランス本土の有権者総数は 39,031,656 人で、うち投票者は 26,265,588 人、67.29% の投票率であった。1971 年から 1989 年までの第一回目投票では 70% 台であったが、1995 年には 68% に低下し、コミュン選挙における漸減傾向の心配がなされたが、1% 未満の微減となった。しかし、本土で人口 3,500 人以上のコミュンでの投票率は 61.1% で全国平均に較べ約 6 ポイントの低下となっている。市議選の投票率は、1995 年の大統領選での 79.4% より大幅に、また 1997 年の国民議会選挙 (68.5%) より僅かに下回っているが 1998 年に行われた県議会選挙より僅かに、州議会および欧州議会選挙より大きく上回っている。

人口 3,500 人以上のコミュンにおける総議員数は 83,158 人である。職業別構成では、年金生活者もしくは退職者が最も多く 12,533 人 (15.07%) で、私企業の雇員が 9,398 人 (11.3%)、職業非申告者 7,080 人、私企業幹部が 5,692 人、分類外職業従事者 4,986 人、高校教員 3,612 人で、他方で労働者 1,795 人、農業主 1,478 人、学生 1,053 人、専業主婦 90 人などとなっている。年令別構成では、50 歳台が最も多く全体の 4.22% (53 歳) から 2.42% (59 歳) を占め、のべ 28,144 人である。18 歳が 81 人、19 歳 135 人、20 歳 (198 人 0.24%) から 31 歳 (813 人 0.98%) までいずれも 1% 未満で、67 歳 (735 人 0.88%) から 90 歳 (1 人 0%) までいずれも 1% 未満である。また欧州 12 カ国の外国籍者は総数 204 人で、ポルトガル (83 人 40.69%)、イタリア (28 人)、スペイン (23 人)、ベルギー (21 人) である。

本土の政党別議席配分では、3,500 人以上のコミュンの議席が 80,333 であるが、第 1 回投票と第 2 回投票との間での配分状況に大きな変化がないため、第 1 回選挙の 51,037 人の結果だけを示す。左派のリストによる議席数が 1 位で 19,919 議席、2 位が右派リストの

15,463議席、3位が右派諸グループの10,079議席、4位が左派諸グループの4,205議席で、左派全体では24,124議席（全議席の47.27%）となり、右派全体では25,542議席（50.05%）となる。ほかに極左（76）、緑（76）、環境諸派（66）、レジオナリスト（20）、諸派（944）、国民戦線（103）、MNR（86）となっている。なお、諸派は、分類者の注意がないが無所属を含み、また左派系、右派系に分かれていると思われる。また前記にもかかわらず、第2回目投票で緑が123議席、国民戦線が106議席、MNRが157議席と第1回目投票を上回る議席数を獲得している事が注目される。

最後に女性議員並びに女性市長について見ておこう。前記の歴史的展開による実態変化と人口規模による現状把握が主たる視点となる。

現行の第五共和制憲法施行後、今回選挙以前に、1959年から1995年まで7回の市議会議員選挙が実施されたが、そこにおける女性議員の実情について見よう。前記の如く1944年には臨時政府の下で選挙権及び被選挙権が女性に認められ、画期的な展望を持つことになったのであるが、1958年の現行憲法施行翌年の選挙では470,487議席中女性議員は11,246人で2.4%を占めるに過ぎず、1965年でも同様の結果であった（第一期）。1970年代は所謂女性解放運動の波が起り、他方で1977年には妻と夫の平等を規定する民法改正が行われ、女性の政治参加意識の増加をもたらしたものと思われる。1971年選挙では4.4%の女性市議会議員が誕生し、1977年選挙では1959年に較べ4倍弱の38,304議席（8.3%）を女性議員が占める事になったのである（第二期）。この動きは、ミッテランの大統領就任後加速し、1983年には14%（501,591議席中70,155議席）、1989年には17.2%（503,070議席中86,549議席）そして1995年には21.7%（497,208議席中107,979議席）へと上昇していったのである（第三期）。他方でコミュン規模による女性議員の占有率は、人口規模が小さいコミュンから大きいコミュンへと増加している。前記のように1983年から1995年までは、それぞれ平均で14.0%、17.2%、21.7%

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

であったが、1995 年で見ると、3,500 人未満のコミュンでは 21%、3,500 人から 9,000 人未満では 25.1%、9,000 人から 30,000 人未満では 26.3%、さらに 30,000 人以上では 26.9% であった。パリテ制施行後の今回選挙においては、法律にほぼ対応して、3,500 人以上のコミュンにおける女性議員の比率が平均 47.5%（38,072 議席）となったのである（第四期）。なお 3,500 人から 9,000 人未満では 47.4%、9,000 人から 30,000 人未満では 47.3%、さらに 30,000 人以上では 48% であった。

続いて女性市長である。1959 年から 1995 年までは、同様の段階的発展を遂げる所以であるが、実数並びに比率においても半分弱から三分の一という状況で、主導的立場になることの難しさを示している。1959 年での女性市長数は 381 人で全体の 1%、また 1995 年では 2,751 人で 7.5% であった。2001 年 4 月 25 日の *Le Monde* は、人口 10 万人以上の 4 市議会が女性の市長を得る事になったと報じているが、ストラスブールのファヴィエンヌ・ケラー（UDF）、リールのマルティヌ・オーブリ（PS）、カンのブリジット・ル・ブレトン（RPR）、エックス・アン・プロヴァンスのマリス・ジョアサン-マシニ（右派グループ）である。人口 10 万人以上の自治体はフランス全土で 37 であるので、10.8% ということになる。人口 3,500 人以上のコミュン 2,710 のうち、女性市長は 187 人 6.9% で前回の平均より下回る結果となった。今回の法の適用外である 3,500 人未満のコミュンでは 33,964 人中 3,808 人で 11.2% であり、すべてのコミュンとしてみれば平均 10.9% であった。3,500 人以上のコミュンの過去の女性市長占有率の資料がないため全体で見るほかないが、2001 年選挙においては選挙リストの筆頭になるケースが 1995 年に較べ 3.4 ポイント 68.8% 上回った事になる。これにより、女性市長比率が上昇したと断定し、パリテ法がコミュン選挙の首長レベルにも影響をもたらしたと推測することは可能であろう。

2章 市長へのインタビュー

(1) 概要

前記の如く今回のインタビューの対象となったのは 6 コミュンで、表 1 に見るような概要である。オルレアンを除き、1996 年に訪問したコミュンばかりであるが、イヴリー・スュル・セーヌの市長は、同じ共産党であるが、ラロエ氏からゴスナ氏に変わっていた。前回同様、国民戦線所属市長を除き、無所属、主要 4 党を含み、人口規模、任期も異なり、選挙職の兼任も多様であるが、女性市長に面会できなかったのは残念である。

表 1 インタビューコミュン一覧（聞き取り順、コミュン名は省略含む）

コミュン名	人口*	市長年齢・所属政党	市長任期	議員定数	女性助役数／助役数
オルレアン	116,559	共和国連合	新任	55	5 / 16
サンファルジョー	11,356	無所属（左派系）	2期目	33	—
クリシー	28,379	社会党	2期目	35	5 / 10
アントニー	60,420	共和国連合	4期目	45	6 / 12
イヴリー	51,425	共産党	2期目	45	7 / 13
アミアン	139,210	民主連合	3期目	55	6 / 15

* 人口はいずれも En direct des communes (<http://partner.complio.com>) による 1999 年のものである。

(2) オルレアンとサン・ファルジョー

初めに、オルレアンとサン・ファルジョーについて紹介しよう。

● オルレアン Orléans

紀元前 57 年シーザーによりローマの属領となり、3 世紀 Aurelianis の名をとる。10 世紀王領（カペー朝）となり、14 世紀には商人の往来が盛んになった。1429 年のジャンヌ・ダルクによるイギリス軍撃退はあまりにも有名である。16 世紀にユグノーとリーグの支配権争いの中に入り、1594 年にアンリ 4 世の支配下に置かれる。19 世紀にはロアール川交通の減少のため勢いを失う。1815 年にプロシア軍の侵攻をうけ、1940 年から 1944 年までドイツの爆撃を受ける。

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

Centre 州（244 万人）州都で Loiret 県（61 万 7 千人）県都であり、人口 116,559 人（1999、1968：95,828）で 20 歳以下人口が 27% である。財政規模は 2 億 1 千万ユーロ（2001 年）。薬品・化粧品産業（Shiseido など）：23%、電気・情報産業（Hitachi など）：30%、機械・製造（Honda Europe など）、ほかに食品、運輸など。オルレアン大学、1989 年宇都宮市と姉妹都市提携（ほかに 10 市）。議員定数 55 人⁽¹³⁾。

セルジュ・グルアール市長

41 歳、既婚、息子 1 人、娘 2 人。1996 年からオルレアンに居住。父母が 1961 年から Loiret 在住。パリ政治学院（IEPP）出身、国立行政学院（ENA）で国際関係を主専攻。軍士官学校終了。パリ市長であったシラクの下で技官として勤務後、陸軍省の上級職員。ENA 講師経験、地政学の著書あり。1995 年から市議会議員（野党）、財政・経済委員会に所属、雇用問題などに従事。ほかに、環境問題・エイズ予防に取り組む。

第 1 回投票 44%（J-P. Sueur=P. S. 前 2 期市長 42.5%）、第 2 回投票 52.4%、42 議席、P. S. 13 議席。

○インタビューの質問と回答

A 選挙について

1－選挙に立候補した特別の理由は何ですか。2－これ迄に何度市議会選挙に立候補しましたか。

〈学問・職業経歴。1995 以来市議会議員（ジャン・ルイ・ベルナールの右派連合リストの 2 番手候補＝野党 11 議席）。2001 年に J・L・ベルナールの引退後名簿筆頭者となる。〉

3－主要リストの公約の差異は何ですか。

〈政治的・政策的違いではない。計画の優先度の選択、住民意思の反映。〉

〈U. D. ①静穏、安全、②住民自治、生活の質の改善、住宅。P. S. 大事業の継続（EX., tram way、橋）〉

4－選挙への立候補に際して支援したグループや協会はどのような

ものですか。

5－選挙を応援するために特別の組織を作りましたか。

6－あなたの選挙期間中、どれくらいの人間が働いてくれましたか。

〈政党（RPR が中心）がグルアール氏をリストの筆頭に公認し、2000 年 1 月～6 月に中核約 100 人でクラブを構築し、グルアール氏の仲間（クラブ）も合流した。RPR、UDF、DL、MPF の右派統一候補者リストならびに支援組織（後援団体）「統一の力、情熱をオルレアンに」を立ち上げ、地区ごとに責任者グループをおき住民への密着を図った。7 月 18 日選挙活動資金募金を含む会員募集、7 分野 116 項目の公約・課題、男性 28 人、女性 27 人のリストを発表した。9 月から住民との接触を強化、11 月と 2001 年 2 月に対話集会・政策発表会を集中的に展開した。〉

7－あなたのリストはどのような人物達で構成されていますか。

〈政党関係者(15／55)、公務員、事業主、会社幹部、教員(学者)、医師、学生、自由業、各種団体関係者、退職者ほか、年齢：24～73 歳、当選者は 25～65 歳。〉

8－選挙運動中出会った基本的な困難は何ですか。（例；資金、選挙民の動員等）

〈選挙運動の持続性（リズム、職業活動と選挙活動の）効果の測定。〉

9－あなたの選挙に役立った主要な要素は何ですか。

〈対立候補（前市長社会党シュウール氏）のおごり、右派および中道の結束（RPR、UDF、DL、MPF）、若者の起用、プログラム（上記 3）。〉

10－あなたのリストに女性をリクルートする事に伴う困難は何でしたか。

〈はじめは不安であったが、進める中で女性の力を認識し、満足の行くものとなった。〉

11－地方政治におけるパリテ法についてどのようにお考えですか。

〈はじめ、アイデアは良いが適用は難しいと思っていた。フランス全体としてうまくいった。F. N. はほかの事情もあるが、オルレア

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

ンでは女性を集められず、立候補できなかつた(89年1回目6.6%得票、95年1回目8.3%)。>

12－先の選挙全般について分析してみてください。（省略）

B 行政運営（省略）

●サンファルジョー・ポンティエリ Saint fargeau ponthierry
人口11,356（1999）有権者数7,377、議席数33。第1回投票、投票者数4,359(59.09%有効投票4,159) M. Walker: 2,836(68.18%)、獲得議席28、M. Portier: 1,323、獲得議席5。

○インタビューの質問と回答

A 選挙について

1－選挙に立候補した特別の理由は何ですか。2－これ迄に何度市議会選挙に立候補しましたか。

〈前回の継続、1回〉

3－主要リストの公約の差異は何ですか。

〈前回（1995）は5リストであったが、今回は2リストであった。〉

〈Ensemble pour notre avenir=M. Portier; RPR:財政健全化、環境、安全〉

〈Avancer ensemble=M. Walker; SE.:参加民主主義、1995年の継続〉

〈前議会の野党2派の立候補なし。〉

4－選挙への立候補に際して支援したグループや協会はどのようなものですか。

5－選挙を応援するために特別の組織を作りましたか。

6－あなたの選挙期間中、どれくらいの人間が働いてくれましたか。

〈特別の組織は必要なかった。地区ごとに議員や、その他の責任者等を置いているが、行政を進める意味で1995年以来のものであり、とくに選挙のためだけというのではなかった。円滑な行政運営のための地区観察員。特別の政治的支援団体は作らない。議員とその周辺が多くの知人、友人を勧誘。〉

7－あなたのリストはどのような人物達で構成されていますか。

〈基本的に無党派、無所属。部分的に社会党シンパ、党員もいる。共産党シンパ、党員もいるであろう。右派もいるであろう。〉

8－選挙運動中出会った基本的な困難は何ですか。(例；資金、選挙民の動員等)

〈(供託金返還のため 5 %の得票が必要で,)前回は無名で期間も短かったため、銀行が慎重であったが、今回はすすんで貸してくれた(4銀行)。第1回投票で結着がついたが、前回は3リストが第2回投票にすすんだ。〉

9－あなたの選挙に役立った主な要素は何ですか。

〈地域民主主義、前任期での16の憲章の実現、31の新しい憲章("Réussir" numéro spécial, numéro49)〉

10－あなたのリストに女性をリクルートする事に伴う困難は何でしたか。

〈特になかった。1995年時点で多数の女性議員(約4割)を配置していた。また、今回の選挙前に女性候補者を含め9割が予定可能であった。選挙後、議員27人中女性13人。〉

11－地方政治におけるパリテ法についてどのようにお考えですか。

〈当然であるが、一般に左翼は困難が少なかったようだ。男性議員に代えて女性とする事による男性からの反発、説得など。〉

12－先の選挙全般について分析してみてください。(省略)

B 行政運営

7、貴方の市の大事業計画は何ですか。

8、着手すべき優先的活動は何ですか。

〈スポーツ、文化振興のための事業資金・施設建設。市中心街の建設。国道7号の点検・整備。新憲章(31項目：前記)の実現。〉

9、市の財政上の理由から、選挙中設定していた目的を修正することを迫られましたか。

10、住民あたりの市の借入額はいくらですか

〈市域建設計画や、財政健全化に努力している。修正ではなく、新しい計画について借入が求められる。当初窮屈で増税したが、こ

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

の4年間安定している。負債一人当たり10,000 フランのうち、ZAE の建設負債3,000 フラン。住民はいつも新しい要求をしてくる。>

本期の課題の余白

〈二つの困難①財政問題 ②住民自治の定着。〉

〈rurbanisme の将来、女性と若者〉

▽女性議員へのインタビュー▽

Jocelyne Le Sager (2eme Adjointe)

前期（1995～2001）第3助役、本期第2助役（省略）。

Séverine Félix

幼稚園教諭、初議席、子供担当議員（省略）。

(3) 4市でのインタビュー

ここではクリシー・スー・ボア、アントニー、イヴリー・スュル・セーヌ、アミアンでのインタビューについて考察する。アントニーではドヴェディアン市長が中国訪問中のため、市長室長のガイエ婦人と応対であり、またアミアンのロビアン市長は多忙のため十分な時間が持てなかったことから、両市では用意した質問の多くを削除する結果となった。4市では同じ質問をしているので、質問番号と質問文をクリシーで記載し、他の3市では質問番号のみを記す。なお、フランス語質問は文末に記す。

●クリシー・スー・ボア Clichy-sous-bois

ランシ郡、セーヌ・サンドニ県（93）、イル・ド・フランス州、人口28,379、農業0、商店主・事業主696、会社幹部・知的職業688、中間管理職2,064、雇員3,848、労働者4,684、退職者1,680、非就業者14,509。議員定数35、第1回目投票：Claude Dilain 前市長（社会党左派連合リスト）61.9%、29議席、右派連合3議席、国民戦線3議席。

○インタビューの質問と回答

1－あなたはどのような価値理念にもとづいて市議会議員選挙に立候補しましたか。

ディラン市長は、二つの課題意識（価値理念）を述べている。

A－三つの言葉、“必要性、誠実性、透明性”を掲げて、「政治的独立を保持しながら活動している」と言っている。所属している社会党、選挙上の協力者である共産党や、緑の党の意向よりも、市民代表として、市民の要望を第一義に考えていると言う事であろう。

B－「共和国の人種的統合」に地域レヴェルでどう対処するかと言う課題があるということである。クリシー・スー・ボアには42%の外国人が居住し、人種の「モザイク」状態である。ディラン市長は、一方で、国家レヴェルで外国籍者の政治参加に関する法律整備に目を向けると共に、地域（自治体）で異なる人種、宗教の市民（住民、特にイスラム教住民）とどのように対話をしていくのか（具体的な要求のあり、なしに関わらず）が課題であるとしているのであろう。

2－選挙運動期間中、どのような表現形式でこれらの価値理念を提示しましたか。（あなたのプログラムのどんな要素の中で、それらは表現されていますか。）

前任期中、行政運営の中で実現した事業の下でそれらの理念を表したということである。具体的には、・すべての若者のための計画、・地域会議（地区会議）への主体的参加の下での相互批判の尊重、・地区の状況にもとづく多様な組織、・年配者の動員、・（地域によって、個別のテーマにもとづき、或は様々な提案にもとづいて組織された）多くの公開集会を伴う活動を通じて示したということである。

3－あなたは選挙活動にあたって、どのような目的をあらかじめ設定しましたか。

A 生活の質改善（①市の清潔な保全、②財産と人身の安全、③外国人の統合）。

B 所有者によって放置された老朽状態にある多くのアパートの改善（具体的方法は不明。所有者は、全面的に立て直すことを狙っており、修復に協力的ではない。）

4－これらの価値理念や目的は、選挙の中でどのように反映されま

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

したか。

市民の願いは清潔な市街の形成と考えている。5年前に較べて幾分改善しているのではないか。

5－あなたは選挙にあたって特別の活動を展開しましたか。

6－何でしたか。

特ではない。公開集会を重視した。

7－選挙前、あなたはパリテ法をどのように受け止めたか。（このテーマに関するあなたの個人的立場は何ですか。）

法律によるよりも、政党が（自主的に）対応すべきであった。ディラン氏のリストが左翼連合である事から来る難しさ（各グループの中心は男性が多い？）からであろうか。1995年では24人中女性は5人、2001年では29人中14人が女性となった。

8－この法を適用するにあたって、あなたが出会った困難はどのようなものでしたか。

男性（友人、男性19人中8名か？　女性の前職で名簿から外れたのは5人中1人）に名簿から外れることを了解して貰う事。ディラン市長の人間味のある表現か。

9－女性の候補者に関して特別の困難がありましたか。

－選挙民の側からはどのようなものでしたか。

－リストの仲間の側からはどうでしたか。

－あるいは、あなたのリストに登録するにあたってアプローチした女性に関してはどうでしたか。

－もし“はい”ならば、それは地域的な特徴によるのか、レジオンによるのか。どのように説明しますか。

女性候補者に関して困難はなかった。他方でディラン氏は、政治の現場での男性中心主義を指摘していた。一定の男性はパリテ法に不満をぶつけていたというのである。彼らは、それが、女性が政治に参加する割合が少ないので、男性間での競争或は女性間での激しい競争を経ることなく、女性に地位を提供するものだと訴えるのである。男性が選挙リストに名を連ねるための一定の努力（争い）が

あったことを表現するものであろう。他方でディラン氏は、前任期中特に財政問題での改革に集中し、パリテの法制化に注目してはいなかったとしている。

10－あなたはどのようにあなたのリストの女性をリクルートしましたか。

11－あなたはその際の基準を立てていましたか。それは何でしたか。

男女共通の基準＝人望とコミュン代表の意識をもっていること。但しディラン氏が、「女性が二つの可能性に応えるのが理想的である」と言っている事から、今回が十分それに適うものであったかは疑問であろう。

12－あなたのリストの作成に当たって、女性とのはじめの出会いで、彼女たちは特に気に入っているポストの要求がありましたか。

13－何でしたか。

助役を望む者、社会生活・住宅、学校、都市計画、参加民主主義の責任者など多様であった。

●アントニー Antony

ブルグ・ラ・レーヌ郡、オー・ドゥ・セーヌ県 (92)、県庁所在地、イル・ドゥ・フランス州、人口 60,420 (1999)、農業 4、個人営業・商店主・事業主 1,056、会社幹部・知的業種・責任者 7,148、中間職 7,016、雇員 8,092、労働者 4,516、退職者 7,652、非就業者他 22,144。議員定数 55。有権者 37,143、1 回目投票：投票率 54.6%、Patrick Devedjian (共和国連合+右派) 50.79% 34 議席、左派連合 30% 7 議席、他 19% 4 議席。

1～4－

“均衡”、“環境”、“都市計画”が選挙に臨んでの課題であったとしている。

均衡に関してガイエ婦人は、困難に遭遇している人たちに配慮した社会的均衡を問題としており、アントニーが“経済的に躍動している事から”実現可能と見ている。1996 年の訪問でも 3 地域の経済的・社会的均衡が課題とされていたが、同じ程度の問題であるのか

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

否かは、コミュン予算の投入状況、雇用状況、3地域の所得水準についての比較を待たねばならず、インタビューそのものからは踏み込めないであろう。ガイエ婦人の言葉が選挙時の演説の再現ではないという事を願うだけである。

環境と都市計画については、老朽化している50年代から60年代に建てられた“粗末なbarre”11～14階建てのアパート群が問題とされた。これらは、“経済的不自由層”のために建設され、各戸のスペースも狭く、既に今日の社会的需要に対応し得なくなっていると言うのである。このような居住地域が往々に、“小さな犯罪の温床”となると言うのであるが、この判断は右派の政治家によく見られるものである。このようなアパートからの住み替えの促進が10年位前から進められているが、それは第3セクターにより、同じカテゴリーの住民が同一地区に居住しないこと、すなわち“様々な社会階層の混住”が図られているようである。ガイエ婦人が言うように、人間的観点からすれば、これはポジティヴな配慮に思われる。富裕な者が貧困層と隣り合わせるだけでなく、貧困層が家政婦や家等の修理、修繕、子供の世話といった小さな仕事に就く事もあるからである。

しかしこのような混住型の住み替えについては、問題が生ずるのではないか。経済的・社会的・教育的差異に関わる問題である。もしこのような差異とそれから生じる諸困難を承知の上で上のような住み替えを国なり、自治体なりが行っているのだとすれば、それは大きな挑戦と言えるであろう。ともあれガイエ婦人、そしてドヴェディアン市長が上のような認識にあるとすれば、それはアルメニア出身の人権派弁護士として、RPRに一般に見られる立場を越えたものかも知れない。（他方で、ドヴェディアン市長はRPRのスポーツマンの地位にある。）これは実は、地域に責任を持つ市長に共通に求められる視点でもありうる。社会的均衡の達成、社会不安の解消、安全な生活の保障、最小限の治安をバランスよく実現することが首長の課題であることは認められるところであるが、治安を優先するあまり、社会的均衡の達成を手段化するのが右派の取りがちな立場

であろう。ドヴェディアン市長のいう“様々な社会階層の混住”が、本来の目的に向うことを願うものである。

5、6－

選挙運動は、前任期間中“日々の活動”であったと言うのがガイエ婦人の回答であった。彼女は、市長が可能な限り自らまたは議員やシンパたちを通じて住民との接触を図り、必要な情報収集や対応にあたっていると自身のパトロンを誉めていた。一種の諜報活動と集票活動の日常的展開がなされていることがアントニーの住民および議員らの政治性を示すものなのか、一般にフランスのコミュンで見られることなのかは不明である。投票率が54%であることや一回目投票で決まったとはいえ、ドヴェディアン氏のリストが圧倒的優位を持っている訳ではないことを思えば、必要な活動とも考えられる。ともあれガイエ婦人によれば“ドヴェディアン市長は絶えず住民の近くにいる”というのである。

訪問前昼食に立ち寄ったカフェの女性主人は、偶々ドヴェディアン市長の第3助役のマルレ女史であったが、彼女はドヴェディアン市長をパトリックと呼び、彼のコミュン運営のやや甘い所を初対面の我々に告げるなど、市長との間柄がきわめて率直であるような語り口であった。彼女はまた、ドヴェディアン市長が“コミュン内3区域での都市計画に関わる建設で同じ規格や資材”により進めたと述べていたが、これは、美的・財政的観点は別にして、アントニー市民の間での社会的混合、平等、一体感をもたらす施策の一つとも取れる。

7－

問題はなかった。

8、9－

困難：意欲的に参加する女性を見つけること。女性は控えめで、心理的なブレーキがかかっているのではないか、というのがガイエ婦人の観測であった。

10－

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

男性優位主義に立つ一部の男性メンバーを探し、リストから外し、女性候補に彼女たちの進む道を示さなければならなかつた。

11、12—

質問せず

13—

墓地の管理

14—

女性議員に役割を残しておく事すなわち助役の地位の用意をはかつたが、これは古いやり方の女性版と言うべきものである。男性に対する助役のポストがない場合、代理を用意する事で応える。12人の助役中6人が女性だが、7人の代理はいずれも男性。一般議員は14人で、男性3人、全体では、市長を含め男性17人、女性17人であった。なお後記のほぼ同規模のイヴリーでは助役代理は2人(男性)だけである。

質問終了後住民自治に関する会話がなされ、フランスにおける民主主義の今後が、この法律によりさらに展開するであろうと言う事になった。アミアンでのインタビューではこの点に注目したらどうかとのことであった。

●イヴリー Ivry-sur-Seine

イヴリー郡、ヴァル・ドゥ・マルヌ県(94)、イル・ドゥ・フランス州、人口51,425(1999)、農業0、個人営業・商店主・事業主1,260、会社幹部・知的業種・責任者3,069、中間職5,652、雇員9,232、労働者8,297、退職者8,200、非就業者他17,940。議員定数45。有権者23,570、2回目投票：投票率52%、Pierre Gosnat(共産党+左派)51.39%34議席、右派連合26%6議席、他22%5議席。

イヴリーはモーリス・トレーズやジョルジュ・マラースの率いた共産党支配の市として良く知られている。ゴスナ市長は、前市長ラロエ氏の後継者として同氏の任期途中に交代している(1998年12月)。この交代は、次期選挙(2001年)までに、市長としてイヴリ市民にその正当な後継者と認知され、知名度を高め、選挙時に実績

を謳い、有利に選挙を戦い、共産党支配(1925年以来：ジョルジュ・マラース 1924～1965、ジャック・ラロエ 1965～1998、ピエール・ゴスナ 1998～)の継続性を確保する効果を狙ったものであろう。ゴスナ市長は、1983年以来市議会議員、助役、州議会議員などを務めている。

2～4－

“選挙運動は過去の貸借表（実績）にもとづいて展開された。”とゴスナ氏は説明しているが、ラロエ前市長が任期途中で引退した後、議会における市長選挙（多数派の筆頭が後継者として追認される承認選挙、少数派は対立候補に投票する。）での就任後4年間の市長経験からして当然の姿勢であろう。この時期経済活動は上向き、それにもとづいてゴスナ氏は“再生”を前面に押し出す事ができたのであろう。

他方で彼は“左翼勢力の賢察”についても強調している。選挙に臨むにあたってリストの構成団体ならびに諸構成員の間で、“1年前に選挙に関する合意”が交わされた。この事前の段取りにより、選挙前に生じやすい困難が避けられた。“選挙手形”を受け取ることによる、一定の関係者の中に生まれる心理的動搖にもとづく対立の解消である。“手形”が身近にある場合、関係者の心理状態は情緒的・非合理的となり、選挙運動への士気が高められる。

共産党左派連合は市民に対する政策提示として、“183の提案”（市民宛の事業計画目録）を行っている。この目録に見られる全体的視点は広範であるが、格好の事例は保育園である。これは、“環境”、“生活の質”、“都市化＝都市計画”、“建築”の項目にまたがって言及されている。その特徴や意味についてはここでは省略する。

ゴスナ氏は彼の政治姿勢を、“選挙に向けての2000年9月の民衆との会合”に関して述べている。この取り組みについては、“民主的”であると同時に“政治運営の目的であり手段である”と評価している。彼の用語法は、民衆との会合の中に“民衆意見の見張り”という意味を込めているように思われるガイエ夫人の立場に較べて、外

連みのないものと見える。

今回選挙での47%以上（1回目投票）の棄権率に見られる選挙民の無関心がインタビューで問題となった。投票率の減少は数年来ほとんどフランス全土に及ぶものとなっているがその原因をゴスナ氏は国民の中に増加する画一的思考法ではないかとしている。これについて氏はつぎのように分析する。一方で、政治家が選挙運動の際（勧誘・動員の際）公約を掲げるが、当選後にそれらが実現されない事によるものであり、他方で、市民が“公金横領”や“賄賂”などに関わる“訴訟”に益々頻繁に接するようになっていることによるものであろう。“便宜供應者”“盜人”というイメージが彼等に付着し始めている。このような状況の下で、“誰も似たような者”という表現が容易く使われるようになってきた。したがって、選挙民は候補者の政党に関わりなく騙されるという感覚にとらわれるのである。こうして、市民の間に無関心が広まるのである。

ゴスナ市長は“フランスに到来しているアメリカの影響にもとづく両極化”について語っている。これについて展開していないが、氏の考えでは経済面を中心とする社会・文化一般についての広範な意味で捉えているのではないか。共産党市長としての通常の反応であろう。いずれにせよ非人間的で世界的になりつつある経済的様相の中で、親アメリカの増加の反面反アメリカ的思考が、共産党などの政党帰属とは別に、フランス人の中で生き続けているのではないか。

イヴリーは人口の“20%が移民からなり、”現在は特に“旧東欧諸国の民衆が貧窮の状態で”生活している。長い間この市ではアフリカ諸国の移民が多数居住し、政治生活に参加してきた。彼らの要求にどのように応えるのかもイヴリーにとっての大きな政治・経済課題であり、「7つの構想と183」の取り組みの中にも言及が見られる。

5 —

ゴスナ氏は選挙に先立って、相当時間をかけて「7つの構想と183」の政策課題の策定に力を注いだとしている。ラロエ前市長から

の引き継ぎもあり、また現職市長として十分な時間と大きな情報力を持っていたとしても、微細にわたる構想を練り上げた功績は大きいであろう。これらの市民への浸透に関して困難に遭遇したようである。この点は、選挙棄権率にも関わるものであろう。イヴリーでは、“市の職業別人口構成が僅かながら変化しつつあり、労働者が減少している。”現在、“300 の芸術家・技能者のアトリエ”が市内に存在するという。これはこの 15 年ほどの間に進んできた結果ということである。この中で、共産党の労働者主体の政策は相対的に意義を減じているであろう。イヴリー市における市民統合の意識改革に向わせる政治シンボル・政策を新たに追及する課題が生じているということであろう。

協力者のミチエル氏は Abbeville で 1989 年に市長選挙に関わった時、同様の心理的課題に直面したと筆者に告げている。単純で幾分閉鎖的な職人・小商人からなる旧住民はそのアイデンティティを彼ら同士のあいだで強く感じ取り、給与所得者を主とする移住者に対する拒否感を露骨に表わしていたと言うのである。イヴリーの場合には、在来の労働者・生活困窮者のアイデンティティが新たに居住し始めた住民の事業家の資質により揺るがされているということになろう。しかし、この種の溝を埋めていくのには、幾つか長期の時間がかかるのではないか。これは、あるいは、永い間の共産党支配体制にとって大きな挑戦課題となるかもしれない。

7～9－

ゴスナ市長は、パリテ法について、社会的、文化的視点から捕えている。女性問題が“資本主義的搾取を伴う父権的社会”の中での、一つの全体問題であるとしている。社会で女性の地位が認証されておらず、このことから、残念ながら法による規制が生じる事になる。イヴリーでは、95 年時点で女性議員が約半分であったので、考え方の上で、またリストを作る上で困難はなかったという。今回のリスト（共産党、社会党、市民運動、左翼急進党で構成）からの議員では、34 人中 17 人が女性で、助役では 13 人中 7 人（95 年では 12 人

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

中4人)が女性である。

10—

議員名簿、特に助役候補に関して多くの入れ替えがあったとされるが、助役については資料がある（全体で8／13、女性で5／7が入れ替え）が、議員については不明である。また、女性のリクルートについて起こった困難についての具体的指摘はなかった。34人中73歳、61歳が各1人、55歳から60歳が6人である。女性の最高齢者は58歳である。パリテにもとづく困難と、世代交代による困難が重なったのではないか。前市長と共に引退するなどイデオロギー的一体感に還元されない事情などもあったのではないかと思われ、詳細は不明であるが、問12の回答がひとつのヒントになるであろう。

11—

“政党（上記四党）での人選”に依存していることだが、だれがどの党かは不明である。

12—

“地域生活への若い女性の投入と女性の関与”に関する基準
新人投入に関して、ゴスナ氏は“旧弊となる人間”について語っている。“年長者、無感動者、動脈硬化者、したがって新しい観念を受け入れにくい人”を問題としている。別の観点もある。多くのフランス人男性政治家が“尻尾を振るタイプ”であるという想定の下で、彼が、意図的であってもなくても、若い女性を登用したいという思いが働いたのであろうか。他方で、質問10にも関わるが、ゴスナ氏は、“女性は生活の選択を理由にリストに載せるという提案を断る”事が多いと言うのである。女性の政治参加への躊躇のいたる拒否について一般的に語るには他の市での実態と較べて見なければならぬであろう。

いずれにしろ、個人的な都合による拒否は存在したであろう。しかし他方で、それを考慮するとしても、ゴスナ氏と彼を取り巻くなんらかの問題若しくは障害（市長の個性、ポストの配分、地区配分、リストの他の候補者との関係）にもとづく事情も有ったのではない

だろうか。

13、14—

社会セクター、学校、文化に関するポスト。

ゴスナ市長は、この点について特別な事はなかったとしている。これらのポストが、例えば“財政”に関するような重要な責任のあるポストではない事は明らかであろう。ここで、男性と同様女性の内にも、意識的であれ無意識的であれ、男性中心主義が働いていたのではないか。彼が“望まれた”と表明しているポストは、潜在的な男性中心主義に疑いを挟まずに、往々に女性の役割とされているものである。

最後にゴスナ氏は、議員たちにかれらの役割を自覚させるようなやり方に注意を払ったと述べている。指摘すべきは、助役たちを費消させるような、なにがしか“専制的”支配を実行する市長が存在するのではないかという事である。他方で、助役でなく、特別の任務も与えられず殆んど発言力のない、員数としての議員たちが居ることも事実であろう。彼らの“役割”は、議会で市長の提案に対してただ“ウイ”的表現をするだけである。これはリスト選挙の一般的問題となるものであろうが、ここでは踏み込めない。ゴスナ氏はまた、“対抗的立場の人間が多数派に加わった”と説明している。ここで言われているのは、対抗リストを起てている RPR、UDF グループでないことは明らかであるから、彼が言うところの、“市民社会的人間”すなわち市の諸団体の中で一定の役割を担っている独立の人物をさすものであろう。他方で“市民社会的人間”が政党離れ、選挙離れを起こしていることも注目すべきであろう。

ゴスナ氏の全般的な立場の評価

ゴスナ市長の今回の選挙及び市政運営の基本的立場は、“継続性”、“革新”、“民主主義”である。

“継続性”というのは、ラロエ前市長に忠実な選挙民、議員たちをラロエ前市長同様共産党候補であるゴスナ氏に継続的に結集する事をを目指すものであろう。ゴスナ氏が、ジョルジュ・マラーヌ、ジャッ

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

ク・ラロエにつながる直系の共産党員であることは、党内外によく知られた事であり、この点での困難は少なかったのではないか。むしろ、積極的にこの継続を果すという氏自身及び党の方針の表明を見るべきであろう。

“革新”というのは、一定の硬直化を感じ取っている多数派となる選挙民たちに、共産党に投票する理由を提示するための新しいプロジェクトの設定を意味する。それはまた多少とも“左翼”に投票する可能性のある選挙民一般に、市での生活における新しい時代の到来を信じる理由のいたる希望を提供するものであろう。ゴスナ氏は、“革新”について、“損壊（疲弊）”の時期を抜け出た後の“発展”、“再生”的意味で用いている。イヴリー市では、ラロエ前市長が市内産業化を始める時点で多くの雇用不足の状態であったが、近々5年の間に“市当局による経済投資と積極政策により好転し、雇用の創出”が得られた。これが“疲弊”からの脱出ということであろう。

ゴスナ市長の説明は、かれが選挙にあたりどのような視点の幅（政策提示）に立つ事によって選挙民を同意させ得るのかを認識していた事を示すものである。一方では彼はラロエ氏が愛用していた座いすに腰掛け、他方でラロエを非難する事ができることを示しつつも、ここ数年に亘る経済進展を指摘しながら、彼を弁護しているのである。彼は、“継続性”に“再生”的チャンスとなるイメージを付着させる事によって、“継続性”という言葉を活用しているのである。

ゴスナ市長はさらに、一方でイヴリーが“パリの近接市”であるという地理的状況の恩恵を得ていることを、他方で“私企業の資本投下”が存在している事を引き合いに出して、“再生”を説明（正当化）している。彼はまた、“疲弊”的時期の経済良好期への転換が“ラロエ氏の治世下”で果された事を強調している。

ゴスナ氏は“民主主義”については具体的説明を展開しなかった。

●アミアン Amiens

アミアン郡、ソム県（92）、県庁所在地、ピカルディー州、人口139,210（1999）、農業60、個人営業・商店主・事業主2,400、会社

幹部・知的業種・責任者 6,892、中間職 11,140、雇員 17,668、労働者 16,937、退職者 17,960、非就業者他 58,769。議員定数 55、有権者 74,282、1回目投票：投票率 56%、Gilles de Robien(民主連合+右派) 52% 45議席、共産党左派連合 21% 7議席、緑 8.9% 2議席、国民戦線 5.5% 1議席。

アミアンでは選挙に関する質問は、時間の関係上一部のみとした。また、インタビューの流れから 13、14 については質問しなかった。

1 -

ロビアン氏のリストは“皆がアミアンのために”と呼ばれ、“参加への努力”が強調されている。

2、3 -

ロビアン氏は、“家庭ゴミ、雇用、安全、だれもが一緒になって取り組むべき課題を取りあげた”と述べている。

7 -

パリテについては、ロビアン氏自身 1996 年彼のグループ並びに周辺を集めて 115 人で法案の提出を行った経緯にある。この計画においては少なくとも 33%を女性議員に割り当てる（コータ制）という考えが示されていた。これに対して、今回の法律では 50%づつの平等な男女比率が原則とされることになり、ロビアン氏の当初の発想をさらに推し進めるものとなった。しかし、ロビアン氏の提案はもともと、“すべての選挙において女性が優遇されるべきである、”という一般的なものであったから、パリテ法は彼に幾つかのとまどいを生じさせたようである。彼の案が“50%50%の新法よりも緩やかな刃物（方法）であった”と述べているのは、それを示すものである。

さらに彼は、どこかのコミュンがパリテ法を順守しなかった場合、“財政的罰則を受ける”ことに着目している。この法の中に“お金（財政）との結びつき”があることが、法の精神にとって有害となりえるのではないかと懸念しているようである。

8～10 -

この問い合わせに対して、ロビアン氏は強く否定している。彼の 95 年のリストにおいて既に 40%が女性であったことからして“困難など全くなかった”というのは当然の反応であったのであろう。ただし、選出議員の男女別配置状況については、資料がなく、また質問もしていなかったので不明である。95 年時点でも今回と同様のリスト作成方式をとっていたとすれば、ロビアン氏が時代に先んじていた事を示すものであろう。

ロビアン氏の言葉には幾分か気がかりにさせたものがある。彼は人柄の良さにもとづく善良な対話法をもって、均整の取れた礼儀、政治的儀礼、目に見える礼儀正しさで強すぎるほど身構えていたのである。さらに礼儀や尊重を表そうという観念にたって、心でよりも頭で考えているように見えた。他方で、秘書に対して一定の距離感を示していたのも、同様の精神の表れではなかつたのか。ロビアン氏が“尊重”について語る場合、それは交際方法に関する人間的な心地よさを示すものではなく、人格的な混沌（区別のなき）を避けるという意図が、この語の背後に入り込んでいるのであろうか。他者との関係における心地よさに無意識的にむかうのではなく、“尊重”を願うということであろう。

ともあれ、リスト構成にあたって経験した困難について、振り返ろう。“リスト構成は信頼の土壤の上で作成された。”したがって“困難”は存在しなかつたと言うことである。少ながらぬ市長が、同僚の男性議員“仲間”を、彼らの前任期中の活躍にもかかわらず排除しなければならない時に生じる“困難”について告白するのに、“自分にはリストを作るのは自分だと言う十分な資格 autorité がある”と言ってのけるのは驚きである。このような“権威 autorité”をもたらす素質という表現は、いわば“タンスにしまわれた心”によって可能なのではないか。ともあれロビアン氏は、首を挿げ替えるという仕事を職務として行ったのであろう。

だ”としている。ここでも中立的な態度で、男女の特性を考慮するといった何がしか人間味を含めた立場に立たずにことを進めたことが示されている。市長（候補）並びに政党リーダーとしての職務が強調されている。より踏み込んだ質問を拒否するかのような、取り付く島のない返答である。男女平等という原理的・制度的前提に立ちつつも、男女間に見られる社会的・職業的・家庭的あるいは人間的差異性を考慮することが有用な議員としての職務もあるのではないかという観点から行った質問であるが、ロビアン氏によって見事に足元を救われてしまったようである。かくてわれわれは、13と14の質問についても断念してしまったのである。

* 住民自治について

続いて、われわれはアントニーのガイエ婦人に示唆を受けた住民自治 *démocratie de proximité* に関する質問に移った。具体的な質問項目は用意していなかったが、ロビアン氏のこの法に関わる一般的視点とアミアンにおける実態の一部についての情報を得ることができた。なお一部は、われわれが前回の訪問で、パリゾ情報担当秘書から聞いた事と重なる部分もあった。

ロビアン氏は、“89年以来、左翼市長の後を受けて”市長を続いている事を確認する。89年選挙に際して、市民の間に“政党交替への不安”があったため、彼は、市長としての“第一の基準は、市民総てに有用な市政運営を行う”ということを訴えたという。95年の市長当選後、一定の権限を伴う“6つのテーマ別組織を創設した。スポーツ、社会生活、大学、商業センター、文化”などで、もう一つは聞き取り不能であった。全体として“120のアソシエーションに1,200人”が参加し、“6カ月の間検討を重ね白書を作成、提出した”。“26のカルティエから一人ずつ代表が選ばれ”、“検討作業は連携して進められた。”“市役所が各事務所での運営に資金を提供した。”ロビアン氏は、“各事務所が、憲章にもとづき市当局と連携して仕事を進めた”と断言し、そこから、“市議会に提出された地域民主主義の方針”が生まれたとしている。こうして“住民民主主義憲章”が2000

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

年1月14日に調印され、直後にソンム県県庁に登録された。

ロビアン氏は、アミアン市民の諸々の意見に関する情報をとりまとめ、彼が感じていた“政党交替への不安”を押し鎮めるための公式の組織を設置したのである。ここにはロビアン氏の性格・政治的視点の特性が見られる。ロビアン氏は人間的、情緒的に職務を捉えるのではなく、より理性的、技術的に対処したのである。ロビアン氏は付け加える。“政治気運の改善、不安を一定程度解消したのち、若者の議会と市当局の外部におかれるメディアトゥールのポストを創設した。このメディアトゥールは市民と市当局の間に起る紛争処理を任務として担うものである。”ただし、これについての詳しい展開はなく、また資料も得られなかった。

またロビアン氏は“2年ごとに地区会議に参加している”と述べている。したがって、毎月代わる代わる26地区のうちどこかの地区会議に参加しているということになる。この会議にあたって、かれは“住民に対して、市長としての発言”をする。“この会議は、地区委員会によって15日前に、議事日程をつけて招集され、組織される。”

アミアンでは、ホームページ開設後、“市議会の会議に直接参加し、質問を出す事が出来る。市長は、議会の会期終了までに主要な質問に対して答えている”ということである。

〈仏語質問〉

1 – Sur quelles valeurs avez-vous fondé votre candidature à l'élection municipale?

2 – Sous quelle forme de discours avez-vous présenté ces valeurs au cours de votre campagne électorale? (ou dans quel élément de votre programme celles-ci trouvaient-elles leur expression)

3 – Quels objectifs avez-vous mis en avant lors de votre campagne?

4 – Quel a été, d'après vous, l'incidence dans votre élection de

ces valeurs et objectifs?

5 — Avez-vous mené une action spécifique durant votre campagne?

6 — Laquelle?

7 — Avant les élections, comment avez-vous accueilli la loi sur la parité? (quelle était votre position personnelle sur ce sujet) ?

8 — Quelles ont été les difficultés que vous avez rencontrées pour l'appliquer?

9 — Y avait-il des difficultés spécifiques concernant les candidatures féminines?

que ce soit de la part d'une partie de l'électorat...

ou de la part de certains de vos colistiers...

ou de la part des femmes que vous avez pu approcher en vu de les inscrire sur votre liste...

si oui, est-ce dû à des traits de caractères locaux, régionaux?

Comment les expliquez-vous?

10 — Comment avez-vous recruté les femmes de votre liste?

11 — Aviez-vous des critères et quels étaient-ils?

12 — Lors de votre première rencontre, en vu de la constitution de votre liste, avaient-elles une demande pour des postes préférentiels?

13 — Lesquels?

14 — Quels sont les postes qui leur ont été finalement attribués?-

あとがき

ここでは、今回の調査を振り返って3点について若干の総括と補足を行っておこう。パリテについて、インタビューについて、住民自治についてである。

1章で見たように今回のパリテ原則の実現は、原則の憲法への盛り込み過程で、共和国連合および民主連合と社会党および共産党と

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

の右翼－左翼の間に対立を生じ、妥協によって遂げられたものであった。憲法に規定化すること自体が問題であるとの主張は別にしても、憲法改正の当初の構想が、男女の「選挙任務および公務への平等なアクセスが組織される条件を規定する」という特に社会党側の主張であったのにたいして、ジョスパン首相（社会党）とシラク大統領（共和国連合）との交渉の結果、「平等なアクセスを優遇する」と言う、最終的には社会党主導による妥協にもとづく法律が成立したと見ることが出来よう。共和国連合や右派内に抑制論が多かったことは、1999年6月29日の憲法議会での投票で、反対票を投じたのが、共和国連合3人、民主連合4人、自由民主党5人であったことが示している。とはいっても、総投票数の5分の3（470票）の可決条件を圧倒的に上回る741票により法案が採択されたことは、パリテの社会的・政治的承認を示したものと断言できる。この結果は、形式的にも内容的にもたとえば「10人の宣言」を越えるものであった。さらに、パリテ法を順守しない政党に対する規制としての助成金の削減措置や地方選挙におけるリスト作成方法が関連法典で厳格に定められた事は、パリテの具体的実現を保証するものであり、まさにパリテ革命の達成と評価すべきであろう。今回のパリテ法は、県議会と元老院の一部を除く各レヴェルでの議会選挙が適用対象となるが、その具体的実現については不明な点を残している。また公務員特に例えばENA出身者の高級公務員採用や昇任にあたってのパリテの実現が今後の課題として残っているのは明らかである。前者に関しては、1987年の国民議会選挙時に社会党はその候補者の約30%を女性とし、閣僚を除き34人13.7%が女性代議士となつたばかりでなく、昨年12月には、社会党が、2002年国民議会選挙において、本土での候補者555人の約40%となる210人を女性候補者とする方針を出した事が注目される⁽¹⁴⁾。

2章で見たように、今回インタビューの対象となったコミュンの市長は、共和国連合を中心として右派連合により立候補し社会党の所謂大物の一人であるシュウール前市長を破ったオルレアンのグル

アール市長を除いて、いずれも2期目以上の経歴を有するものであった。しかも他の5人の市長は、政党の事情によるか個人的もししくは統治する自治体の事情によるかはあるものの、いずれもパリテについて一定程度以上に好意的な立場に立っているようであった。そのような中で、クリシー・スー・ボアのディラン市長だけはやや微妙な姿勢を示していた。もちろん誠実な同氏のことであるから、パリテに反対というよりも、法制化することなく率先的に実態として男女の平等を追求すべきであるという発想にもとづく視点が根底にあるからなのかもしれない。憲法議会でのパリテに関する前記の採択においても、社会党関係議員で反対した者はいないが、251人中賛成したのは239人であるから、12人は別の考えにたっていたことになる。これは、共産党所属議員が35人全員、ラディカル、市民、緑の議員が計34人中全員が賛成したのと対照を成すものであろう。ともあれ、法制定論の立場に立てば、ディラン氏のような理想論では埒があかないという事になるのであろう。これに対して筆者としては、法制定論者の主張を政治学者として十分理解しつつも、最も貧しいパリ近郊の医師であり市長でもあるというディラン氏の使命感にもとづく心情として、「法よりも政治」、「政治よりも隣人代表」、「隣人代表よりも患者」に関わる事の責任感を評価したいのである。実際、主要コミュンのリスト候補者でもありながら、代議士だけでなく、閣僚をも併任する事を目ざした社会党公認候補者が、パリテや地域民主主義の標榜にもかかわらず市長としては落選しているとのことである。地域民主主義が進めば進むほどディラン市長のような発想は重みを増すのではないであろうか。この点でより大きな視点で見れば、前記のリール市長となったマルチヌ・オーブリ女史が雇用・労働大臣を辞して立候補した事は瞠目すべき事であろう。彼女の将来について、いずれは大統領候補になり得るのか否かといった議論はここでは踏み込む必要のない事である⁽¹⁵⁾。

現在地域民主主義（分権化）の進展という観点から、住民自治が課題となっている。2000年6月から国民議会などで審議が進めら

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

れ、2001年6月に国民議会並びに元老院で採択された住民自治に係る法律は、*démocratie de proximité* と呼ばれ、近隣民主主義もしくは住民民主主義と訳すのが妥当であろう。この法律は5部18章構成で60条からなり、地方公共団体一般法などの改定という形式を取っている。法律の主要目的は4項目で、一市民を地域の諸決定に広く関与 *associer* させる事、二地方議員、特に野党議員の権限を強化する事、三地方選任職へのアクセスを容易にすること、これらの選任職と職業活動をより良く連携させること、地方議員の教育を強化すること、また選任職務の遂行条件を改善する事、一事業並びに設備計画 (*aménagement et équipement*) の計画策定過程での透明性並びに大規模計画策定への市民の参加を確保する事である。このような目的のために設けられた本法律のうち、第1部—「参加民主主義」、第4部—「大事業計画策定への市民の参加」についてだけ見てみよう。第1部は地方公共団体一般法の改定として4章15条を含み、その第1章は「地域民主主義への住民の参加」と謳われ、7条からなっている。人口5万人以上のコミュンで、コミュン議会から指名されるコミュン議会議員と区域住民および団体代表が参加して区域議会を構成し、年2回以上開催する義務(1条)、住民や利用者の参加する公共サービス相談委員会の役割強化(6条)等を含み、権限や具体的運営なども規定されている。第4部は環境法の改定として5章10条からなり、第1章は48条と49条のみである。48条で「参加の原則」が謳われ、49条では環境法の第1巻第2部第1章章題が「環境および地域整備に関して重要な影響をもつ整備もしくは設備計画の構想への公共の参加」となるとされ、「公共討論国民委員会の任務」、同委員会の「構成および機能」、「公共討論の組織」について細目が定められている。このような住民自治についての法改定の全体的評価は後日に譲るしかないが、コミュンにおける一般的並びに個別的政策決定に住民が参加する方式の確立（区域議会）・改定（公共討論国民委員会）は大きな前進というべきであろう。今回のインタビューで住民民主主義について話題とした自治体は前記の如く

アントニーとアミアンだけであり、内容についてもアミアンでのみ僅かに踏み込んだだけであり、次回調査では主題的に検討することになろう⁽¹⁶⁾。

最後に、今回選挙のもう一つの改善点であった cumul des mandats については、全く踏みこんでいない。今後の課題として検討することにしたい。

註

- (1) 本稿は、平成13年度札幌大学研究助成—海外出張により補助を得た調査研究報告である。
- (2) 例えば、朝日新聞2001年3月28日朝刊の記事。
- (3) 拙訳「フランス女性の政治宣言」『札幌法学』11巻1・2合併号57頁。以下では拙訳Aと呼ぶ。
- (4) 県、州、国レヴェルでのパリテの具体的適用についてはまだ不明な点もあるが、あとがきで示すように、各レヴェルでの事実上の進行は止まらないであろう。
- (5) 拙訳A 78～86頁。
- (6) 拙稿「フランスにおける地域民主主義の発展と現状」(3)『札幌法学』11巻1・2合併号1～53頁、拙稿「フランスのコミュンと市長」『比較政治とデモクラシーの限界』東信堂、163～203頁。
- (7) Les francaises face à la politique, M.Dogain et al., A.colin, n.1240-Rapport de Mme. Catherine de Tasca, <http://www.assemblée-nationale.fr/2/rapports/r1240.htm>.
- (8) Le monde, Regard sur l'actualité, n.1240-Rapport de Mme Catherine de Tasca, op. cit., 拙訳A 87頁ほか。
- (9) Le manifeste des dix pour la parité, L'Express, pp.32 et 33, 6-12 juin, 1996. 「10人の宣言」拙訳A 56頁。パリテに関する哲学的議論については次が参考となる。Sylviane Agacinski, Politique des sexes, SEUIL, 1996.拙訳『両性による政治(1)』『札幌法学』12巻1・2合併号27～71頁、なお本書の翻訳は、アガサンスキとSEUIL社並びに岩波書店関係者から、2001年末ごろに翻訳されるとの情報を得たので、筆者の試訳は中止することとした。
- (10) 例えば「10人の宣言」、COMPTE RENDU n.1418/11/1998. <http://www.assemblée-nationale.fr/2/clois/c-rendus/98-99/c9899014.htm>、SOMMAIRE n. 1240 2/12/1988. <http://www.assemblée-nationale.fr/2/rapports/r1240>.

フランスにおける地域民主主義の現状（鈴木）

htm などにもとづいているが、これらの主張は国会審議、関係者やアガサンスキの論文・著書、あるいは Le monde の記事、パリテ関連ホームページなどに見られる。

- (11) 拙駄A 105 頁。
- (12) この概要でのデータは、主に内務省のホームページ http://www.intérieur.gouv.fr/élections/dossier_presse/élection_municipale.htm による。
- (13) 訪問コミュンの概要、選挙結果などは主に Le Monde fr、quid.fr、partner.complio、各市の広報誌による。
- (14) Le Monde fr の dossier Législatives2002 他による。
- (15) これには今回踏み込めなかった議員兼任の問題が絡んでいると思われるが、あとがきに記したように今後の課題である。
- (16) 住民自治については、国民議会のホームページ projets に全文が掲載されており、フランソア・マルク元老院議員のホームページも参考となる。アミアン市の住民自治に関する調査団が 2000 年 12 月に春日井市の町内会を中心に訪問しているが、フランスで今回法律制定された住民自治法は日本の町内会制度とは異なるものである。アミアン市の春日井市等への訪問には、愛知学泉大学の中田実教授が尽力されたようである。